

平成16年度電気関係学会四国支部連合大会発表論文募集要項

平成16年度電気関係学会四国支部連合大会を下記要領により開催します。奮ってご投稿下さい。

実施日	平成16年9月25日(土)(講演会、懇親会)
場所	徳島大学工学部共通講義棟(徳島市南常三島町2-1)
講演資格	講演者は、講演申込時に下記の主催学会の会員(学生会員を含む)であること。なお、留学生については、国内外の電気関連学会の会員であれば、講演資格を有する。
講演部門	「基礎」、「放電物理」、「電力」、「電気機器」、「パワーエレクトロニクス」、「照明・電熱」、「計測」、「制御」、「電子回路」、「計算機」、「材料」、「通信」、「テレビ・画像処理」、「医用生体工学」、「情報処理基礎」、「情報処理応用」、「英語セッション」、「その他」(発表部門は実行委員会において変更する場合があります。)
講演内容	最近行った下記学会に関連ある研究、調査、設計、開発、工事報告、現地試験報告などで学術的価値があるもの。全国大会、国際会議、研究会等ですでに発表したり、あるいは発表予定の内容と著しく類似するものは受理しない。
講演件数	講演は一人一件に限る。ただし、同一人が数件の応募論文の共著者になることは差し支えない。
講演形態	口頭発表(質疑応答を含め10分間)。OHPのみ事務局が準備する。ただし、発表者がプロジェクタ等を用意すれば利用できる。
講演論文	図面、写真等を含めてA4版1ページとする。講演論文原稿は、実行委員会指定の「論文原稿の書き方」に従いA4版用紙にワープロ等を用いて作成すること。指定の様式から外れた原稿は受け付けない。(上端30mm,下端25mm,左右各々18mmの余白を残しておくことに注意)
投稿期限	原稿は平成16年7月30日(金)までに実行委員会事務局に必着のこと。FAX、およびE-mailによる投稿は受け付けない。また、投稿後の変更・訂正には一切応じない。
講演言語	論文および発表言語は、日本語または英語とする。
講演申込	講演の申込方法は下記の連合大会ホームページ上に6月末までに掲示する。ホームページの閲覧が不可能な場合には、あらかじめ実行委員会事務局にその旨を申し出ること。講演申込の期限は、投稿期限と同じ平成16年7月30日(金)とする。
参加申込	大会への参加資格は特に定めない。事前の「参加申込」は、「講演申込」に準じて行うものとする。大会当日の参加申込は受付で行う。
諸費用等	<p>事前申込の場合(期限:平成16年7月30日(金)まで)</p> <p>大会参加費・論文集代は、郵便局備え付けの振替用紙により送金して予約する。振替手数料は申込者負担とする。複数名同時に送金する場合には、全員の氏名を振替用紙に記入すること。なお、振替用紙の「払込金受領証」のコピーを原稿と同時に送付して下さい。</p> <p>参加者は、大会当日、参加章と論文集を受け取ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会参加費:正会員 1,000円,非会員 1,500円,学生会員 500円,留学生 0円 ・論文集:2,000円(郵送希望者は3,000円),別刷の配布は行わない。 ・送金先 加入者 四国支部連合大会04 口座番号 01630-6-74065番 <p>当日申込の場合</p> <p>大会当日、受付で大会参加費を支払い、参加章を受け取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会参加費:正会員 1,500円,非会員 2,000円,学生会員 800円,留学生 0円 ・論文集:2,500円
事務局	〒770-8506 徳島市南常三島町2-1 徳島大学工学部電気電子工学科 内 電気関係学会四国支部連合大会実行委員会事務局 担当窓口 久保 TEL: 088-656-7466, FAX: 088-656-7466, E-mail: ieice4k@ee.tokushima-u.ac.jp
ホームページ	電気関係学会四国支部連合大会ホームページ http://sjciee.ee.tokushima-u.ac.jp/
主催	電気学会,電子情報通信学会,情報処理学会,照明学会,映像情報メディア学会,計測自動制御学会,IEEE,電気設備学会 各四国支部
その他	<p>(1) 一般講演,特別講演,懇親会等の詳細は9月上旬発表予定の大会プログラムに掲載する。</p> <p>(2) 連合大会事務局からの連絡は随時ホームページを通じて行う。</p> <p>(3) 優秀論文発表に対して次の表彰がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気学会論文発表賞B(35歳以下の電気学会会員対象) 2. IEEEプレゼンテーション賞(「英語セッション」で発表の学生対象。所属学会は問わない。) <p>(4) 所属学会から参加費の補助を受ける場合は上記へ送金せず,所属学会の案内に従うこと。</p>